

提案仕様書（案）

1 委託業務名

南房総・館山地域公共交通網形成計画作成に係る調査業務

2 基本条件

(1) 委託期間 契約締結の日から令和2年3月25日（水）

(2) 委託内容 計画策定に係る一式とし、委託料の範囲内で契約時に決定

3 業務対象地域

調査対象地域は、南房総市及び館山市全域とする。

（但し、調査にあたり、効果的と判断する場合においては、これに限定するものではない。）

4 業務内容

(1) 広域地域公共交通網形成計画策定に向けた調査

南房総市民アンケート調査

各地域における公共交通の問題や課題、ニーズや利用意向、移動実態、費用負担、公共交通機関への依存度（利用実態（発着地や頻度など））等に関する市民の意識を把握し、今後の公共交通のあり方等について検討できるよう、市民を対象としたアンケート調査を実施し、必要な分析を行う。なお、アンケートは郵送配布・郵送回収により実施することとし、サンプル数は市民の移動実態やニーズをおおむね把握するために必要な数量にて行うこととする。

調査対象者の例：利用している人：お買い物に利用している人など

利用していない人：車で通勤している社会人など

公共交通を必要としている人の「生の声」の収集

受注者の独自提案を踏まえ実施する調査

上記 では把握が難しい、公共交通を真に必要とする人の外出実態や公共交通利用状況等を把握するための効率的・効果的な調査及び分析を行う。

例：運転免許返納者、通学に利用している高校生、安房地域医療センター等の医療機関に利用している人、イオン館山を利用している人など

バス・タクシー等利用者アンケート調査及びOD調査

今後の公共交通網を考えるに当たり、利用状況や課題等を把握するため、性別・年齢等の利用者の属性や利用目的、他の交通への乗り継ぎ、必要なサービス等についての利用者アンケート調査及びOD調査を実施し、結果を分析する。

対象路線：南房総市内を運行するバス路線及びタクシー路線

調査日数：OD調査において各路線とも複数日とする（平日及び休日）

観光客や移住者に対するアンケート調査の実施

観光客の二次交通の利用状況や、近年増加している移住者の公共交通に対するニーズを把握するため、アンケート調査及び分析を行う。

地区別住民座談会開催結果の分析

市が実施する地区別座談会（旧町村7地区にて年1～2回開催予定）で出された意見等の把握、分析を行う。

座談会は、南房総市の単独事業と合同となります。

関係事業者、団体へのヒアリング調査

交通事業者をはじめ、観光団体や移住者交流団体、商業施設、医療福祉施設等の関係者から聞き取り調査を行い、定性的な利用特性や市の公共交通の問題点、今後の公共交通網を考えるに当たり留意すべき点等を把握、分析する。

（2）南房総・館山地域公共交通活性化協議会の運営支援

南房総・館山地域公共交通活性化協議会（1回開催予定）において使用する協議資料の事前作成や、会議運営への必要な協力、上記（1）の調査結果等に関する会議での報告・説明等を行う。

（3）打合せ協議

- ・業務にあたり南房総市企画財政課担当職員との間で適時に十分な打合せを行うとともに、作業の進捗を図るものとし、事務局は業務期間中いつでもその進捗状況の報告を求めることができるものとする。また、定期的な打合せ会議を現地において行うこととする。

5 成果物

調査報告書一式 10部（各種調査結果報告書、分析資料等）

全成果品の電子データ（ワード・エクセル版、PDF版）

その他委託作業により作成した資料一式については、その都度納品すること

6 成果物提出先

千葉県南房総市富浦町青木28

南房総・館山地域公共交通活性化協議会事務局

（南房総市総務部企画財政課）

7 活用データ等

- ・本仕様書記載事項以外に、当該地域で実施することが望ましい調査がある場合は、見積もり金額を超えない範囲において提案を行うことが出来る。
- ・この調査事業は、南房総市及び館山市が合同で策定予定の地域公共交通網形成計画の基礎資料となるため、館山市が実施した平成30年度に実施した調査事業との整合性を図ることとする。
館山市の調査報告書は別途提供いたします。

8 留意事項

(1) 法令等遵守

受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 資料の貸与

発注者が保有する本業務に必要な資料は、発注者から受注者に貸与するものとする。貸与資料については、破損、滅失等のないように慎重に取り扱うものとする。また、資料やデータを外部に漏洩してはならない。

(3) 守秘義務

受注者は、南房総市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 損害の賠償

本業務の実施に当たり、第三者に損害を与えた場合、直ちにその状況等を報告し、市の指示に従うものとする。なお、損害賠償の責任は、受注者が負うものとする。

(5) 成果品の帰属

本業務における成果品は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく複製、使用、流用又は他への公表をしてはならない。また、履行に当たり、第三者の著作権等の抵触するものについては、受注者の責任において処理するものとする。

(6) 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部を一括して、若しくは主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、主たる部分を除き、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。なお、承諾を受ける場合は、発注者に対し再委託承諾願いを提出するものとする。

(7) その他

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めがない事項については、発注者との協議により定めるものとする。